

議案第 1 1 9 号

ひたちなか市及びひたちなか・東海広域事務組合公平委員会委員の選任について

ひたちなか市及びひたちなか・東海広域事務組合公平委員会委員に次の者を選任したいので，地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき，議会の同意を求める。

氏 名	生 年 月 日	住 所
網代 優次		

令和 8 年 9 月 2 8 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 同意

（※個人情報保護のため，一部マスキングをしています。）

(参考法令)

地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9（略）

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～12（略）